



栃木県公報

令和元（2019）年
10月11日（金）
号 外
第 24 号

目 次

条 例

○会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定	8
○栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例の制定	9
○会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定	10
○とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例の制定	12
○職員の分限に関する条例等の一部改正	15
○栃木県手数料条例の一部改正	37
○栃木県心身障害者扶養共済条例等の一部改正	44
○栃木県建築基準条例の一部改正	49
○栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正	50
○栃木県警察関係手数料条例の一部改正	74

本号で公布された条例のあらまし

◇会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定（栃木県条例第8号）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 定義（第2条関係）

この条例における「給与」の意義を定めることとしました。

2 報酬の額（第3条関係）

- (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号職員」という。）の報酬の額は、月額、日額又は時間額により定めるものとする事としました。
- (2) 月額により定める報酬の額は、行政職給料表の1級29号給の給料月額に相当する額を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める額とする事としました。
- (3) 日額又は時間額により定める報酬の額は、行政職給料表の1級29号給の給料月額に相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を基礎として、第1号職員のそれぞれの通常の勤務時間に応じて人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする事としました。
- (4) 第1号職員の報酬の額は、特別の事情により(2)及び(3)の報酬の額により難しいときは、(2)及び(3)にかかわらず、人事委員会の承認を得て、予算の範囲内で任命権者が定める額とすることができる事としました。
- (5) (2)～(4)の報酬の額は、第1号職員の職務の複雑、困難及び責任の度並びに職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員との権衡を考慮したものでなければならないこととしました。
- (6) (1)～(5)のほか、第1号職員に対し、人事委員会規則で定めるところにより、給与条例の適用を受ける職員に支給する地域手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当及び休日給に相当する報酬を支給することとしました。

3 第1号職員の期末手当（第4条関係）

- (1) 基準日に在職する第1号職員に対し、期末手当を支給することとし、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第1号職員についても、同様とする事としました。
- (2) 第1号職員の期末手当の額は、2の(2)～(4)の報酬の額を基礎として、人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする事としました。
- (3) 第1号職員の報酬の額に係る給与条例の適用を受ける職員との権衡等の考慮に関する規定（以下「権衡等の考慮に関する規定」という。）は、第1号職員の期末手当の額について準用することとしました。

4 費用弁償の額(第5条関係)

第1号職員の通勤又は職務のための旅行に要する費用弁償の額は、給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して任命権者が定める額とすることとしました。

5 給料の額(第6条関係)

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「第2号職員」という。)の給料の額は、月額により定めるものとし、その額は、行政職給料表の1級29号給の給料月額に相当する額を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める額とすることとしました。

(2) 第2号職員の給料の月額は、特別の事情により(1)の給料の額により難いときは、(1)にかかわらず、人事委員会の承認を得て、予算の範囲内で任命権者が定める額とすることができることとしました。

(3) 権衡等の考慮に関する規定は、第2号職員の給料の額について準用することとしました。

6 地域手当等(第7条関係)

(1) 第2号職員に対し、人事委員会規則で定めるところにより、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当及び休日給(以下「地域手当等」という。)を支給することとしました。

(2) 地域手当等の額は、人事委員会規則で定めるところにより算出した額とすることとしました。

(3) 権衡等の考慮に関する規定は、第2号職員の地域手当等の額について準用することとしました。

7 第2号職員の期末手当(第8条関係)

(1) 基準日に在職する第2号職員に対し、期末手当を支給することとし、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第2号職員についても、同様とすることとしました。

(2) 第2号職員の期末手当の額は、5の(1)又は(2)の給料の額を基礎として、人事委員会規則で定めるところにより算出した額とすることとしました。

(3) 権衡等の考慮に関する規定は、第2号職員の期末手当の額について準用することとしました。

8 給与の減額(第9条関係)

会計年度任用職員が勤務しないときは、給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して人事委員会規則で定めるところにより算出した額を減額して給与を支給することとしました。

9 支給方法(第10条関係)

会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給方法は、人事委員会規則で定めることとしました。

10 施行期日等

(1) この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

(3) この条例は、栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例又は会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の適用を受ける職員には適用しないこととしました。

◇栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例の制定(栃木県条例第9号)

奨励品種の優良な種苗の安定的な供給について、県の責務及び種苗生産等計画策定者等の役割を明らかにするとともに、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給に関し必要な事項を定めることにより、本県の農作物の競争力の強化に資する奨励品種の優良な種苗の安定的な供給の促進を図るため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 定義(第2条関係)

この条例における「奨励品種」、「種苗」、「特定農作物」、「種苗生産等計画策定者」、「種苗事業者」及び「種苗生産者」の意義を定めることとしました。

2 県の責務(第3条関係)

(1) 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給に関する施策を策定し、及び実施する責務を有することとしました。

(2) 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給に関する施策を推進するために必要な体制の整備に努めるものとする事としました。

3 種苗生産等計画策定者、種苗事業者及び種苗生産者の役割

(1) 種苗生産等計画策定者は、特定農作物の優良な種苗の安定的な供給の促進に資するよう、特定農作物の種苗に係る需給の見通し及び生産の動向を踏まえ、毎年度、特定農作物の種苗の生産及び供給に関する計画(以下「種苗生産等計画」という。)を策定するものとする事としました。

(2) 種苗生産等計画策定者は、種苗生産等計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、知事と協議するものとする事としました。(以上第4条関係)

(3) 種苗事業者は、特定農作物の優良な種苗の安定的な供給の促進に資するよう、種苗生産者との間に種苗生産等計画に即した特定農作物の種苗の生産に関する契約(以下「種苗生産契約」という。)を締結するよう努めるものとする事としました。

(4) 種苗事業者は、(3)の場合において、種苗生産者が特定農作物の種苗の生産を行うほ場を選定し、その選定されたほ場における特定農作物の種苗の生産が適切に行われているかどうか及び当該生産に係る特定農作物の種苗が優良な種苗であるかどうかを確認するよう努めるものとする事としました。（以上第5条関係）

(5) 種苗生産者は、特定農作物の優良な種苗の安定的な供給の促進に資するよう、種苗法第61条第1項の規定により定められた基準（同項に規定する指定種苗の生産及び調整に係るものに限る。）又は種苗生産契約を遵守し、特定農作物の種苗の生産を行うよう努めるものとする事としました。（第6条関係）

4 奨励品種の指定（第7条関係）

知事は、県が育成をしたいちごその他の園芸作物の品種並びに稲、大麦、小麦及び大豆の品種のうち、県内における普及を促進すべき優良な品種であって、収量、品質等に関し優れた特性を有すると認めるものを奨励品種として指定するものとする事としました。

5 奨励品種の原種苗等の生産（第8条関係）

(1) 県は、奨励品種の原種苗及び原原種苗（以下「原種苗等」という。）の生産を行うものとする事としました。

(2) 知事は、奨励品種の原種苗等の生産を適正かつ確実に行うことができると認める者を、原種苗等生産者として指定することができる事としました。この場合において、当該指定に係る奨励品種の原種苗等については、(1)にかかわらず、原種苗等生産者が生産を行うものとする事としました。

6 知的財産権の保護等（第9条関係）

県は、種苗生産等計画策定者、種苗事業者、種苗生産者その他関係者と連携し、奨励品種のうち県が育成をした品種に係る知的財産権を保護するものとし、当該知的財産権の活用を努めるものとする事としました。

7 財政上の措置（第10条関係）

県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給を促進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする事としました。

8 施行期日

この条例は、令和2（2020）年4月1日から施行することとしました。

◇会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定（栃木県条例第10号）

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 定義（第2条関係）

この条例における「会計年度任用学校職員」及び「給与」の意義を定めることとしました。

2 報酬の額（第3条関係）

(1) 会計年度任用学校職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号職員」という。）の報酬の額は、月額、日額又は時間額により定めるものとする事としました。

(2) 月額により定める報酬の額は、行政職給料表の1級29号給の給料月額に相当する額を超えない範囲内で、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額とする事としました。

(3) 日額又は時間額により定める報酬の額は、行政職給料表の1級29号給の給料月額に相当する額を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額を基礎として、第1号職員のそれぞれの通常の勤務時間に応じて教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した額とする事としました。

(4) 第1号職員の報酬の額は、特別の事情により(2)及び(3)の報酬の額により難しいときは、(2)及び(3)にかかわらず、人事委員会の承認を得て、予算の範囲内で教育委員会が定める額とすることができる事としました。

(5) (2)～(4)の報酬の額は、第1号職員の職務の複雑、困難及び責任の度並びに栃木県公立学校職員給与条例（以下「学校職員給与条例」という。）の適用を受ける職員との権衡を考慮したものでなければならないこととしました。

(6) (1)～(5)のほか、第1号職員に対し、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより、学校職員給与条例の適用を受ける職員に支給する地域手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当及び休日給に相当する報酬を支給することとしました。

3 第1号職員の期末手当（第4条関係）

(1) 基準日に在職する第1号職員に対し、期末手当を支給することとし、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第1号職員についても、同様とする事としました。

(2) 第1号職員の期末手当の額は、2の(2)～(4)の報酬の額を基礎として、教育委員会が人事委員会と協議し

て教育委員会規則で定めるところにより算出した額とすることとしました。

- (3) 第1号職員の報酬の額に係る学校職員給与条例の適用を受ける職員との権衡等の考慮に関する規定(以下「権衡等の考慮に関する規定」という。)は、第1号職員の期末手当の額について準用することとしました。

4 費用弁償の額(第5条関係)

第1号職員の通勤又は職務のための旅行に要する費用弁償の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して教育委員会が定める額とすることとしました。

5 給料の額(第6条関係)

(1) 会計年度任用学校職員のうち地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「第2号職員」という。)の給料の額は、月額により定めるものとし、その額は、行政職給料表の1級29号給の給料月額に相当する額を超えない範囲内で、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額とすることとしました。

(2) 第2号職員の給料の月額は、特別の事情により(1)の給料の額により難しいときは、(1)にかかわらず、人事委員会の承認を得て、予算の範囲内で教育委員会が定める額とすることができることとしました。

(3) 権衡等の考慮に関する規定は、第2号職員の給料の額について準用することとしました。

6 地域手当等(第7条関係)

(1) 第2号職員に対し、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより、地域手当、通勤手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当(以下「地域手当等」という。)を支給することとしました。

(2) 地域手当等の額は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した額とすることとしました。

(3) 権衡等の考慮に関する規定は、第2号職員の地域手当等の額について準用することとしました。

7 第2号職員の期末手当(第8条関係)

(1) 基準日に在職する第2号職員に対し、期末手当を支給することとし、基準日前1月以内に退職し、又は死亡した第2号職員についても、同様とすることとしました。

(2) 第2号職員の期末手当の額は、5の(1)又は(2)の給料の額を基礎として、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した額とすることとしました。

(3) 権衡等の考慮に関する規定は、第2号職員の期末手当の額について準用することとしました。

8 給与の減額(第9条関係)

会計年度任用学校職員が勤務しないときは、学校職員給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した額を減額して給与を支給することとしました。

9 支給方法(第10条関係)

会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償の支給方法は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めることとしました。

10 施行期日

この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

◇とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例の制定(栃木県条例第11号)

1 設置(第1条関係)

本県のスポーツに関する競技水準の向上を図るため、とちぎスポーツ医科学センター(以下「センター」という。)を宇都宮市に設置することとしました。

2 事業(第2条関係)

センターは、スポーツ医科学に関する指導及び相談等に関する事業を行うこととしました。

3 利用の許可(第4条関係)

センターを利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならないこととしました。

4 指定管理者による管理(第11条関係)

知事は、センターの管理を法人その他の団体であって知事が指定するものに行わせることができることとしました。

5 使用料(第13条関係)

3の許可を受けた者は、使用料を納付しなければならないこととしました。

6 施行期日等

(1) この条例は、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。

(2) センターは、規則で定める日から利用に供することとしました。

◇職員の分限に関する条例等の一部改正(栃木県条例第12号)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、会計年度任用職員の勤務条件等に関し必要な事項を定めること等のため、次のとおり改正することとしました。

- 1 職員の分限に関する条例関係
会計年度任用職員の意に反する休職の期間は、任命権者が定める任期の範囲内において、個々の場合について、任命権者が定めることとしました。(第6条及び第8条関係)
- 2 職員の懲戒の手續、効果等に関する条例関係
地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員(以下「第1号職員」という。)に対する懲戒処分としての減給は、報酬の額の10分の1以下を減ずるものとする事としました。(第4条関係)
- 3 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例関係
 - (1) 非常勤職員の報酬の額は、日額42,000円を超えない範囲内で知事が定める額とする事としました。
 - (2) 知事は、特別の事情により必要があると認めるときは、(1)にかかわらず、(1)により報酬の額が定められる非常勤職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で日額以外の方法により非常勤職員の報酬の額を定めることができる事としました。(以上第2条関係)
 - (3) 非常勤職員の費用弁償の額は、行政職給料表の適用を受ける職員に支給する旅費の例に準じて、知事が定める額とする事としました。(第2条の2関係)
 - (4) 所要の規定の整備をする事としました。
- 4 職員の退職手当に関する条例関係
地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に退職手当を支給することができる事とするため、所要の規定の整備をする事としました。(第1条及び第2条関係)
- 5 栃木県人事委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例、栃木県監査委員の給与及び旅費等に関する条例、栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例、栃木県労働委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例、栃木県教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び栃木県公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例関係
所要の規定の整備をする事としました。
- 6 学校職員の分限に関する条例関係
学校職員のうち会計年度任用職員の意に反する休職の期間は、任命権者が定める任期の範囲内において、個々の場合について、任命権者が定める事としました。(第7条及び第9条関係)
- 7 学校職員の懲戒に関する条例関係
学校職員のうち第1号職員に対する懲戒処分としての減給は、報酬の額の10分の1以下を減ずるものとする事としました。(第5条関係)
- 8 栃木県公立学校職員給与条例、栃木県内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び栃木県収用委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例関係
所要の規定の整備をする事としました。
- 9 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例関係
企業職員のうち会計年度任用職員の給与の種類を定めるとともに、給与の額及びその支給に関し必要な事項は、職員(常時勤務を要する企業職員及び短時間勤務の職を占める企業職員をいう。)の給与との権衡を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める事としました。(第19条関係)
- 10 栃木県公害紛争処理条例関係
所要の規定の整備をする事としました。
- 11 非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例関係
 - (1) 非常勤教育職員等の報酬の額は、日額30,000円を超えない範囲内で教育委員会が定める額とする事としました。
 - (2) 教育委員会は、特別の事情により必要があると認めるときは、(1)にかかわらず、(1)により報酬の額が定められる非常勤教育職員等との権衡を考慮し、予算の範囲内で日額以外の方法により非常勤教育職員等の報酬の額を定めることができる事としました。(以上第2条関係)
 - (3) 非常勤教育職員等の費用弁償の額は、行政職給料表の適用を受ける職員に支給する旅費の例に準じて、教育委員会が定める額とする事としました。(第2条の2関係)
 - (4) 所要の規定の整備をする事としました。
- 12 栃木県公営企業職員定数条例、栃木県職員定数条例及び外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例関係
所要の規定の整備をする事としました。

13 職員の育児休業等に関する条例関係

- (1) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員等以外の非常勤職員については、育児休業をすることができないこととしました。(第2条関係)
- (2) 子の養育の事情に応じ、当該子が1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間で非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日を定めることとしました。(第2条の3関係)
- (3) 子の養育の事情を考慮して当該子が2歳に達する日まで非常勤職員が育児休業をすることができる場合を定めることとしました。(第2条の4関係)
- (4) 既に育児休業をした非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、再度の育児休業をすることができる特別の事情に、任期の末日を期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期が更新されるに伴い、当該任期の末日の翌日を期間の初日とする育児休業をしようとする等を追加することとしました。(第3条関係)
- (5) 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員等以外の非常勤職員については、部分休業をすることができないこととしました。(第25条関係)
- (6) 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする事としました。(第26条関係)
- (7) 所要の規定の整備をすることとしました。

14 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例関係

- (1) 任命権者は、正規の勤務時間以外の時間において職員に人事委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができることとしました。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができることとしました。
- (2) 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に(1)の勤務以外の勤務をすることを命ずることができることとしました。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において(1)の勤務以外の勤務をすることを命ずることができることとしました。(以上第6条の2関係)
- (3) 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等を除く。)の勤務時間、休日及び休暇については、その職務の性質等を考慮した上で、任命権者が別に定めることができることとしました。(第17条関係)
- (4) 所要の規定の整備をすることとしました。

15 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例関係

- (1) 任命権者は、正規の勤務時間以外の時間において職員に教育委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができることとしました。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として教育委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができることとしました。
- (2) 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に(1)の勤務以外の勤務をすることを命ずることができることとしました。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として教育委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において(1)の勤務以外の勤務をすることを命ずることができることとしました。(以上第6条の2関係)
- (3) 非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等を除く。)の勤務時間その他の勤務条件については、その職務の性質等を考慮した上で、任命権者が別に定めることができることとしました。(第16条関係)
- (4) 所要の規定の整備をすることとしました。

16 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例及び栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例関係
所要の規定の整備をすることとしました。

17 施行期日等

- (1) この条例は、一部を除き、令和2(2020)年4月1日から施行することとしました。
- (2) 次の条例について、所要の規定の整備をすることとしました。
 - ア 職員の給与に関する条例(第4条関係)
 - イ 職員の特殊勤務手当に関する条例(第22条関係)
 - ウ 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(附則第12項関係)

◇栃木県手数料条例の一部改正（栃木県条例第13号）

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料及び変更認定申請手数料を新設することとしました。
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。（以上別表第1関係）
- 3 この条例は、規則で定める日から施行することとしました。ただし、2は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県心身障害者扶養共済条例等の一部改正（栃木県条例第14号）

- 1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、次の条例について所要の規定の整備をすることとしました。
 - (1) 栃木県心身障害者扶養共済条例（第8条関係）
 - (2) 職員の給与に関する条例（第20条、第20条の2、第20条の4及び第22条関係）
 - (3) 知事等の給与及び旅費に関する条例（第4条関係）
 - (4) 職員の退職手当に関する条例（第14条関係）
 - (5) 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第16条関係）
- 2 施行期日等
 - (1) この条例は、令和元（2019）年12月14日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県建築基準条例の一部改正（栃木県条例第15号）

- 1 建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第9条、第10条、第29条及び第31条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◇栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部改正（栃木県条例第16号）

- 1 栃木県総合運動公園北・中央エリア及び栃木県総合運動公園東エリアを宇都宮市に設置することとし、その使用料の額を定めることとしました。（第2条、第3条、第10条、第13条及び別表関係）
- 2 所要の規定の整備をすることとしました。
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、一部を除き、令和2（2020）年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 栃木県総合運動公園北・中央エリア（陸上競技場及びトレーニング室に係る施設、附属設備及び器具に限る。）は、規則で定める日から利用に供することとしました。
 - (3) 栃木県都市公園条例について、所要の規定の整備をすることとしました。

◇栃木県警察関係手数料条例の一部改正（栃木県条例第17号）

- 1 運転免許証の更新を受けなかった者に係る運転経歴証明書の交付手数料等を新設することとしました。
- 2 免許証再交付手数料の額を引き下げることにしました。（以上第8条関係）
- 3 施行期日等
 - (1) この条例は、令和元（2019）年12月1日から施行することとしました。
 - (2) 所要の経過措置を規定することとしました。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 二 栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例
- 三 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 四 とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例
- 五 職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例
- 六 栃木県手数料条例の一部を改正する条例
- 七 栃木県心身障害者扶養共済条例等の一部を改正する条例
- 八 栃木県建築基準条例の一部を改正する条例
- 九 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例
- 十 栃木県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

令和元年十月十一日

栃木県知事 榎 田 富 1

栃木県条例第八号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条の二第五項及び第二百四條第三項の規定に基づき、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第二十二條の二第二項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「給与」とは、法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員(以下「第一号職員」という。)にあつては報酬及び期末手当をい、同項第二号に掲げる職員(以下「第二号職員」という。)にあつては給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給及び期末手当をいう。

(報酬の額)

第三条 第一号職員の報酬の額は、月額、日額又は時間額により定めるものとする。

2 月額により定める報酬の額は、職員の給与に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第一号。以下「給与条例」という。)第五条第一項第一号に掲げる行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の一級二十九号給の給料月額に相当する額を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める額とする。

3 日額又は時間額により定める報酬の額は、行政職給料表の一級二十九号給の給料月額に相当する額を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額を基礎として、日額又は時間額により報酬の額が定められる第一号職員のそれぞれの通常の勤務時間に応じて人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

4 第一号職員の報酬の額は、特別の事情により前二項に規定する額により難しいときは、これらの規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、予算の範囲内で任命権者が定める額とすることができる。

5 前三項に規定する額は、第一号職員の職務の複雑、困難及び責任の度並びに給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮したものでなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、第一号職員に対し、人事委員会規則で定めるところにより、給与条例の適用を受ける職員に支給する地域手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当及び休日給に相当する報酬を支給する。

(第一号職員の期末手当)

第四条 六月一日及び十二月一日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第一号職員(人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、期末手当を支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した第一号職員についても、同様とする。

2 第一号職員の期末手当の額は、前条第二項から第四項までに規定する額を基礎として、人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

3 前条第五項の規定は、前項に規定する額について準用する。

(費用弁償の額)

第五条 第一号職員の通勤又は職務のための旅行に要する費用弁償の額は、給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して任命権者が定める額とする。

(給料の額)

第六条 第二号職員の給料の額は、月額により定めるものとし、その額は、行政職給料表の一級二十九号給の給料月額に相当する額を超えない範囲内で、人事委員会規則で定める額とする。

2 第二号職員の給料の月額は、特別の事情により前項に規定する額により難しいときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、予算の範囲内で任命権者が定める額とすることができる。

3 第三条第五項の規定は、前二項に規定する額について準用する。

(地域手当等)

第七条 第二号職員に対し、人事委員会規則で定めるところにより、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当及び休日給(次項において「地域手当等」という。)を支給する。

2 地域手当等の額は、人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

3 第三条第五項の規定は、前項に規定する額について準用する。

(第二号職員の期末手当)

第八条 六月一日及び十二月一日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第二号職員(人事委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、期末手当を支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した第二号職員についても、同様とする。

2 第二号職員の期末手当の額は、第六条第一項又は第二項に規定する額を基礎として、人事委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

3 第三条第五項の規定は、前項に規定する額について準用する。

(給与の減額)

第九条 会計年度任用職員が勤務しないときは、給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して人事委員会規則で定めるところにより算出した額を減額して給与を支給する。

(支給方法)

第十条 会計年度任用職員の給与及び費用弁償の支給方法は、人事委員会規則で定める。

(人事委員会規則への委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成三十一年三月三十一日から引き続き非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十七年栃木県条例第五十三号)の適用を受けていた非常勤職員(報酬が月額により定められていたものに限る。)で、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)からこの条例の適用を受けることとなるもの(報酬が月額により定められるものに限る。)の受ける報酬の月額(第三条の規定に基づいて支給されることとなる報酬の額を基礎として、人事委員会規則で定めるところにより算出した額をいう。)が、施行日の前日において受けていた報酬の月額(人事委員会規則で定めるところにより算出した額をいう。)に達しないこととなるものには、当分の間、同条の規定に基づいて支給されることとなる報酬の額にその差額に相当する額を加算した額を報酬として支給する。

(適用除外)

3 この条例は、栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十九年栃木県条例第五十三号)又は会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年栃木県条例第十号)の適用を受ける職員には適用しない。

(人事課)

栃木県条例第九号

栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給について、県の責務及び種苗生産等計画策定者等の役割を明らかにするとともに、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給に関し必要な事項を定めることにより、本県の農作物の競争力の強化に資する奨励品種の優良な種苗の安定的な供給の促進を図り、もって本県の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 奨励品種 県が育成(種苗法(平成十年法律第八十三号。以下「法」という。)第三条第一項に規定する育成をいう。以下同じ。)をしたいちごその他の園芸作物の品種並びに稲、大麦、小麦及び大豆の品種のうち、第七条の規定により指定された品種をいう。
- 二 種苗 法第二条第三項に規定する種苗をいう。
- 三 特定農作物 いちご、稲、大麦、小麦及び大豆であつて、奨励品種であるものをいう。
- 四 種苗生産等計画策定者 特定農作物の種苗の生産及び供給に関する計画(以下「種苗生産等計画」という。)を策定する者であつて、知事が指定するものをいう。
- 五 種苗事業者 特定農作物の種苗の生産に関し種苗生産等計画策定者と協議等を行い、譲渡の目的をもって、又は委託を受けて種苗の生産を行う者との間に特定農作物の種苗の生産に関する契約(以下「種苗生産契約」という。)を締結する者をいう。
- 六 種苗生産者 種苗生産契約に基づき特定農作物の種苗の生産を行う者をいう。

(県の責務)

第三条 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給に関する施策を推進するために必要な体制の整備に努めるものとする。

(種苗生産等計画策定者の役割)

第四条 種苗生産等計画策定者は、特定農作物の優良な種苗の安定的な供給の促進に資するよう、特定農作物の種苗に係る需給の見通し及び生産の動向を踏まえ、毎年度、種苗生産等計画を策定するものとする。

2 種苗生産等計画策定者は、種苗生産等計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、知事と協議するものとする。

(種苗事業者の役割)

第五条 種苗事業者は、特定農作物の優良な種苗の安定的な供給の促進に資するよう、種苗生産者との間に種苗生産等計画に即した種苗生産契約を締結するよう努めるものとする。

2 種苗事業者は、前項の場合において、種苗生産者が特定農作物の種苗の生産を行うほ場を選定し、その選定されたほ場における特定農作物の種苗の生産が適切に行われているかどうか及び当該生産に係る特定農作物の種苗が優良な種苗であるかどうかを確認するよう努めるものとする。

(種苗生産者の役割)

第六条 種苗生産者は、特定農作物の優良な種苗の安定的な供給の促進に資するよう、法第六十一条第一項の規定により定められた基準(同項に規定する指定種苗の生産及び調整に係るものに限る。)又は種苗生産契約を遵守し、特定農作物の種苗の生産を行うよう努めるものとする。

(奨励品種の指定)

第七条 知事は、県が育成をしたいちこその他の園芸作物の品種並びに稲、大麦、小麦及び大豆の品種のうち、県内における普及を促進すべき優良な品種であつて、収量、品質等に関し優れた特性を有すると認めるものを奨励品種として指定するものとする。

(奨励品種の原種苗等の生産)

第八条 県は、奨励品種の原種苗(種苗生産者その他の種苗の生産を行う者において優良な種苗の生産を行うために必要な種苗をいう。)及び原原種苗(当該原種苗の生産を行うために必要な種苗をいう。)(以下「原種苗等」という。)の生産を行うものとする。

2 知事は、奨励品種の原種苗等の生産を適正かつ確実に行うことができる者として認める者を、奨励品種の原種苗等の生産を行う者(以下「原種苗等生産者」という。)として指定することができる。この場合において、当該指定に係る奨励品種の原種苗等については、前項の規定にかかわらず、原種苗等生産者が生産を行うものとする。

(知的財産権の保護等)

第九条 県は、種苗生産等計画策定者、種苗事業者、種苗生産者その他関係者と連携し、奨励品種のうち県が育成をした品種に係る知的財産権を保護するものとし、当該知的財産権の活用を努めるものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、奨励品種の優良な種苗の安定的な供給を促進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(規則への委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(生産振興課)

栃木県条例第十号

会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三条の二第五項及び第二百四条第三項の規定に基づき、会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「会計年度任用学校職員」とは、地方公務員法(昭和二十五年法律第二

百六十一号。以下「法」という。)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員のうち次に掲げる者をいう。

- 一 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の非常勤の講師、事務職員、技術職員及びその他の職員
- 二 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の非常勤の講師、事務職員、技術職員及びその他の職員

2 この条例において「給与」とは、第一号職員(会計年度任用学校職員のうち法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員をいう。以下同じ。)にあつては報酬及び期末手当をいい、第二号職員(会計年度任用学校職員のうち同項第二号に掲げる職員をいう。以下同じ。)にあつては給料、地域手当、通勤手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当、休日給、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び期末手当をいう。

(報酬の額)

第三條 第一号職員の報酬の額は、月額、日額又は時間額により定めるものとする。

2 月額により定める報酬の額は、職員の給与に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第一号)第五条第一項第一号に掲げる行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の一級二十九号給の給料月額に相当する額を超えない範囲内で、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額とする。

3 日額又は時間額により定める報酬の額は、行政職給料表の一級二十九号給の給料月額に相当する額を超えない範囲内で教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額を基礎として、日額又は時間額により報酬の額が定められる第一号職員のそれぞれの通常の勤務時間に応じて教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

4 第一号職員の報酬の額は、特別の事情により前二項に規定する額により難しいときは、これらの規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、予算の範囲内で教育委員会が定める額とすることができる。

5 前三項に規定する額は、第一号職員の職務の複雑、困難及び責任の度並びに栃木県公立学校職員給与条例(昭和三十二年栃木県条例第三十四号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受ける職員との権衡を考慮したものでなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、第一号職員に対し、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより、学校職員給与条例の適用を受ける職員に支給する地域手当、超過勤務手当、宿日直手当、夜勤手当及び休日給に相当する報酬を支給する。

(第一号職員の期末手当)

第四條 六月一日及び十二月一日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する第一号職員(教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。)に対し、期末手当を支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した第一号職員についても、同様とする。

2 第一号職員の期末手当の額は、前条第二項から第四項までに規定する額を基礎として、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

3 前条第五項の規定は、前項に規定する額について準用する。

(費用弁償の額)

第五條 第一号職員の通勤又は職務のための旅行に要する費用弁償の額は、学校職員給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して教育委員会が定める額とする。

(給料の額)

第六條 第二号職員の給料の額は、月額により定めるものとし、その額は、行政職給料表の一級二十九号給の給料月額に相当する額を超えない範囲内で、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める額とする。

2 第二号職員の給料の月額は、特別の事情により前項に規定する額により難しいときは、同項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、予算の範囲内で教育委員会が定める額とすることができる。

3 第三條第五項の規定は、前二項に規定する額について準用する。

(地域手当等)

第七條 第二号職員に対し、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより、地域手当、通勤手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、超過勤務手当、宿日直手

当、夜勤手当、休日給、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当（次項において「地域手当等」という。）を支給する。

2 地域手当等の額は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

3 第三条第五項の規定は、前項に規定する額について準用する。
（第二号職員の期末手当）

第八条 六月一日及び十二月一日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第二号職員（教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）に対し、期末手当を支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した第二号職員についても、同様とする。

2 第二号職員の期末手当の額は、第六条第一項又は第二項に規定する額を基礎として、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した額とする。

3 第三条第五項の規定は、前項に規定する額について準用する。
（給与の減額）

第九条 会計年度任用学校職員が勤務しないときは、学校職員給与条例の適用を受ける職員との権衡を考慮して教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した額を減額して給与を支給する。

（支給方法）

第十条 会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償の支給方法は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

（教育委員会規則への委任）

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が人事委員会と協議して教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

（教育委員会事務局総務課）

栃木県条例第十一号

とちぎスポーツ医科学センター設置、管理及び使用料条例

（設置）

第一条 本県のスポーツに関する競技水準の向上を図るため、とちぎスポーツ医科学センター（以下「センター」という。）を宇都宮市に設置する。

（事業）

第二条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- 一 スポーツ医科学（医学、歯学、生理学、心理学、力学、栄養学等のスポーツに関する諸科学をいう。以下同じ。）に関する指導及び相談に関すること。
- 二 スポーツ医科学に関する情報の提供に関すること。
- 三 スポーツ医科学に関する研修に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業

（休館日及び利用時間）

第三条 センターの休館日及び利用時間は、規則で定める。

（利用の許可）

第四条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。

（許可の基準）

第五条 知事は、センターの利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可をしてはならない。

- 一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- 二 その他センターの管理上支障があるとき。

（許可の条件）

第六条 知事は、第四条の許可をする場合においては、センターの管理上必要な限度において条件を付することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第七条 第四条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その許可に係る権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可の取消し等）

第八条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条の許可を取り消し、又はその利用の停止を命ずることができる。

- 一 第五条各号の規定に該当するに至ったとき。
- 二 第六条の条件に違反したとき。
- 三 偽りその他不正の手段により第四条の許可を受けたとき。
- 四 その他この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定に基づく処分により利用者に損失が生じても、県は、その補償の責任を負わない。

（遵守事項）

第九条 利用者は、センターの利用に当たっては、規則で定める事項を守らなければならない。

（原状回復）

第十条 利用者は、センターの利用を終了したとき、又は第八条第一項の規定により許可を取り消されたときは、直ちに利用に係る施設（附属設備及び物品を含む。第十二条第一号において同じ。）を原状に回復しなければならない。

（指定管理者による管理）

第十一条 知事は、センターの管理を法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第四条から第六条まで及び第八条の規定の適用については、第四条から第六条までの規定及び第八条第一項中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあるのは「県及び指定管理者」とする。

（業務の範囲）

第十二条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 センターの施設の維持管理に関すること。
- 二 センターの利用の許可に関すること。
- 三 センターの運営に関すること。
- 四 前三号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（使用料）

第十三条 利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の免除）

第十四条 知事は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

（使用料の不還付）

第十五条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（規則への委任）

第十六条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。
- 2 センターは、規則で定める日から利用に供するものとする。

別表（第13条関係）

利 用 区 分	利 用 者	単 位	使 用 料
基 本 測 定	高校生等以下		1,650円
	その他の者		3,300円
筋 力 測 定	高校生等以下		1,230円
	その他の者		2,470円
無酸素性パワー測定	高校生等以下		250円

体 力 測 定	無酸素性持久力測定	その他の者	1 人 1 回	500円
		高校生等以下		440円
		その他の者		880円
	有酸素性持久力測定	高校生等以下		1,890円
		その他の者		3,790円
	筋 硬 度 測 定	高校生等以下		430円
その他の者		860円		
動 作 分 析	動 作 分 析	高校生等以下	1 人 1 回	1,140円
		その他の者		2,280円
	映 像 技 術 分 析	高校生等以下		850円
		その他の者		1,710円
	レース・ゲーム分析	高校生等以下		1,270円
		その他の者		2,540円
トレーニング・リハビリテーション指導		高校生等以下	1 人 1 回	1,390円 (720円)
		その他の者		2,780円 (1,440円)
栄 養 指 導		高校生等以下	1 人 1 回	810円 (550円)
		その他の者		1,620円 (1,100円)
心 理 指 導		高校生等以下	1 人 1 回	1,060円 (800円)
		その他の者		2,120円 (1,600円)
医 事 相 談		高校生等以下	1 人 1 回	810円
		その他の者		1,620円
講 習		高校生等以下	1 人 1 回	330円
		その他の者		670円

備考

1 「高校生等」とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学

生及び生徒をいう。

2 括弧書の使用料の額は、7人以上の団体が利用する場合の使用料の額である。

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

栃木県条例第十二号

職員の分限に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第一条 職員の分限に関する条例(昭和二十六年栃木県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(休職の期間)</p> <p>第六条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に対する第一項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「三年を超えない」とあるのは「法第二十二條の二第二項の規定により任命権者が定める任期の」と、第一項中「定める。ただし、公務上の傷病による休職の期間は、三年を超えて定めることができる」とあるのは「定める」とする。</p> <p>(復職)</p> <p>第八条 任命権者は、第六条第一項及び第三項(これらの規定を同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する休職の期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。ただし、同条第一項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する休職の期間中に復職を命ずる場合においては、医師二名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。</p>	<p>(休職の期間)</p> <p>第六条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(復職)</p> <p>第八条 任命権者は、第六条第一項及び第三項に規定する休職の期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。ただし、同条第一項に規定する休職の期間中に復職を命ずる場合においては、医師二名を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。</p>

(職員の懲戒の手續、効果等に関する条例の一部改正)

第二条 職員の懲戒の手續、効果等に関する条例(昭和二十六年栃木県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(減給の効果)</p> <p>第四条 減給は、一日以上六月以下給料及び地域手当の合計額(法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては、報酬(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年栃木県条例第八号)第三條第二項</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第四条 減給は、一日以上六月以下給料及び地域手当</p>

から第四項までの規定による報酬及び同条第六項の規定による地域手当に相当する報酬に限る。)の額)の十分の一以下を減ずるものとする。

の十分の一以下を減ずるものとする。

(非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三条の二第五項の規定に基づき、同条第一項に規定する非常勤の職員(以下「非常勤職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。</p> <p>2 略</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第二条 非常勤職員の報酬の額は、日額四万二千円を超えない範囲内で知事が定める額とする。</p> <p>2 知事は、特別の事情により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により報酬の額が定められる非常勤職員との権衡を考慮し、予算の範囲内で日額以外の方法により非常勤職員の報酬の額を定めることができる。</p> <p>(費用弁償の額)</p> <p>第二条の二 非常勤職員の費用弁償の額は、職員の給与に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第一号)第五条第一項第一号に掲げる行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の適用を受ける職員に支給する旅費の例に準じて、知事が定める額とする。</p> <p>(報酬及び費用弁償の支給方法)</p> <p>第三条 非常勤職員の報酬及び費用弁償の支給方法は、行政職給料表</p> <p>の適用を受ける職員に対する給料及び旅費支給の例に準じて、任命権者が別に定める。</p> <p>① 附 則 略</p>	<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三条の二第四項の規定に基づき、同条第一項に規定する非常勤の職員(以下「非常勤職員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。</p> <p>2 略</p> <p>(報酬及び費用弁償の額)</p> <p>第二条 非常勤職員の報酬及び費用弁償の額は、別表のとおりとする。</p> <p>(報酬及び費用弁償の支給方法)</p> <p>第三条 非常勤職員の報酬及び費用弁償の支給方法は、職員の給与に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第一号)第五条第一項第一号に掲げる行政職給料表(以下「行政職給料表」という。)の適用を受ける職員に対する給料及び旅費支給の例に準じて、任命権者が別に定める。</p> <p>① 附 則 略</p> <p>2 1 第二条の規定により費用弁償の額を算定する場合においては、知事が定める者を除き、</p>

細分の間、職員等の旅費に関する条例（昭和三十一年栃木県条例第四十九号）附則第四項及び第五項の規定は、適用しない。

別表（第2条関係）

非常勤職員の名称等	報 酬 額		費用弁償の額
医師、 歯科医師	日 額 19,050円		4級
社会福祉審議会委員	日額19,050円以内で知事が規則で定める額		4級
地方精神保健福祉審議会委員	日額19,050円以内で知事が規則で定める額		4級
感染症診査協議会委員	日額19,050円以内で知事が規則で定める額		4級
精神保健指定医	判 定	1件 12,700円	4級
	立入検査、質問及び診察	日額 19,050円	
当直嘱託医	日 額 23,000円		4級
その他の非常勤職員	報酬が月額である者	月額417,000円以内で知事が規則で定める額	知事が規則で定める級
	報酬が日額である者	日額10,350円以内で知事が規則で定める額	

備考 「4級」等とあるのは「行政職給料表4級の職員に対して支給する旅費に相当する額」等を示す。

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第四条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(目的)

第一条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

一 七 略

八 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員

(退職手当の支給)

第二条 この条例の規定による退職手当は、前条各号のいずれかに該当する者で、常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 職員以外の者で、その勤務形態が職員に準ずるものは、人事委員会規則で定めるところにより、職員とみなして、この条例の規定を適用する。

3 4 略

(目的)

第一条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する者に支給する退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

一 七 略

(退職手当の支給)

第二条 この条例の規定による退職手当は、前条各号のいずれかに該当する者で、常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の四第一項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。)が退職した場合には、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

2 3 略

(栃木県人事委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第五条 栃木県人事委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十二年栃木県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三條の二第五項の規定に基づき、栃木県人事委員会委員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三條の二第四項の規定に基づき、栃木県人事委員会委員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。</p>

(栃木県監査委員の給与及び旅費等に関する条例の一部改正)

第六条 栃木県監査委員の給与及び旅費等に関する条例(昭和三十二年栃木県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三條の二第五項及び第二百四條第三項の規定に基づき、栃木県監査委員(以下「委員」という。)の給与及</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三條の二第四項及び第二百四條第三項の規定に基づき、栃木県監査委員(以下「委員」という。)の給与及</p>

び旅費等の額並びにその支給方法を定めるものとする。

び旅費等の額並びにその支給方法を定めるものとする。

(栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第七条 栃木県選挙管理委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十二年栃木県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、<u>地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三条の二第五項の規定に基づき、栃木県選挙管理委員会委員(以下「選挙管理委員」という。)</u>、同法第百八十九条第三項の規定により臨時に選挙管理委員に充てられた者(以下「臨時に選挙管理委員に充てられた者」という。)、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、<u>地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三条の二第四項の規定に基づき、栃木県選挙管理委員会委員(以下「選挙管理委員」という。)</u>、同法第百八十九条第三項の規定により臨時に選挙管理委員に充てられた者(以下「臨時に選挙管理委員に充てられた者」という。)、選挙長、選挙分会長、審査分会長、選挙会及び選挙分会の選挙立会人並びに審査分会立会人の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。</p>

(栃木県労働委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第八条 栃木県労働委員会委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十二年栃木県条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、<u>地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三条の二第五項の規定により、栃木県労働委員会(以下「委員会」という。)</u>の委員(以下「委員」という。)<u>及び委員会のあつせん員(以下「あつせん員」という。)</u>の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定め、並びに委員会に出頭を求められた者に対する費用弁償の額及び支給方法を定めるものとする。</p> <p>(委員等の報酬額)</p> <p>第二条 委員及びあつせん員の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 会長たる委員 月額九万七千円に勤務一日につき二万二千元を超えない範囲内で知事が定める額を加算した額</p> <p>二 公益委員 月額八万八千五百円に勤務一日につき二万円を超えない範囲内で知事が定める額を加算した額</p> <p>三 使用者委員及び労働者委員 月額七万九千円に勤務一日につき二万円を超えない範囲</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、<u>地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三条の二第四項の規定により、栃木県労働委員会(以下「委員会」という。)</u>の委員(以下「委員」という。)<u>及び委員会のあつせん員(以下「あつせん員」という。)</u>の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定め、並びに委員会に出頭を求められた者に対する費用弁償の額及び支給方法を定めるものとする。</p> <p>(委員等の報酬額)</p> <p>第二条 委員及びあつせん員の報酬の額は、次のとおりとする。</p> <p>一 会長たる委員 月額九万七千円に勤務一日につき二万二千元 を 加算した額</p> <p>二 公益委員 月額八万八千五百円に勤務一日につき二万円 を 加算した額</p> <p>三 使用者委員及び労働者委員 月額七万九千円に勤務一日につき二万円</p>

<p style="text-align: center;">(加算した額)</p> <p>四 あつせん員 日額 <u>二万円を超えない範囲</u> 内で知事が定める額</p>	<p style="text-align: center;">(加算した額)</p> <p>四 あつせん員 日額 <u>一万三百五十円</u></p>
--	---

(栃木県教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第九条 栃木県教育委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十二年栃木県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三十三条の二第五項の規定に基づき、栃木県教育委員会委員(以下「委員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三十三条の二第四項の規定に基づき、栃木県教育委員会委員(以下「委員」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。</p>

(栃木県公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第十条 栃木県公安委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十二年栃木県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三十三条の二第五項の規定に基づき、栃木県公安委員会委員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三十三条の二第四項の規定に基づき、栃木県公安委員会委員(以下「委員」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。</p>

(学校職員の分限に関する条例の一部改正)

第十一条 学校職員の分限に関する条例(昭和三十二年栃木県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休職の期間)</p> <p>第七条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>学校職員のうち地方公務員法第二十二</u> <u>条の二第一項に規定する会計年度任用職員</u> <u>に対する第一項及び前項の規定の適用につ</u> <u>いては、これらの規定中「三年を超えない」とあるの</u> <u>は「地方公務員法第二十二條の二第二項の規</u> <u>定により任命権者が定める任期の」と、第一</u> <u>項中「定める。ただし、公務上の傷病による</u> <u>休職の期間は、三年を超えて定めることがで</u></p>	<p>(休職の期間)</p> <p>第七条 略</p> <p>2・3 略</p>

きる」とあるのは「定める」とする。

(復職)

第九条 第七条第一項及び第三項(これらの規定を同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する休職の期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、任命権者は、速やかに復職を命じなければならない。

2 前項の規定により、第七条第一項(同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する休職の期間中の学校職員に復職を命ずる場合には、医師を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 略

(復職)

第九条 第七条第一項及び第三項 _____ に規定する休職の期間中であつても、その事由が消滅したと認められるときは、任命権者は、速やかに復職を命じなければならない。

2 前項の規定により、第七条第一項 _____ に規定する休職の期間中の学校職員に復職を命ずる場合には、医師を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

3 略

(学校職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第十二条 学校職員の懲戒に関する条例(昭和三十二年栃木県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(減給の効果)</p> <p>第五条 減給は、一日以上六月以下の範囲で、給料の月額(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和三十九年栃木県条例第四十一号)第三条第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)及び地域手当の月額との合計額(学校職員のうち地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員にあつては、報酬(会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年栃木県条例第十号)第三条第二項から第四項までの規定による報酬及び同条第六項の規定による地域手当に相当する報酬に限る。)の額)の十分の一以下を減ずるものとする。</p>	<p>(減給の効果)</p> <p>第五条 減給は、一日以上六月以下の範囲で、給料の月額(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和三十九年栃木県条例第四十一号)第三条第一項の規定により教職調整額を支給される職員にあつては、給料の月額に教職調整額の月額を加算した額)及び地域手当の月額との合計額 _____ の十分の一以下を減ずるものとする。</p>

(栃木県公立学校職員給与条例の一部改正)

第十三条 栃木県公立学校職員給与条例(昭和三十二年栃木県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者(法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)をいう。</p> <p>一・二 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この条例において「職員」とは、次に掲げる者 _____ をいう。</p> <p>一・二 略</p>

2 略

(給料)

第五条 給料は、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成七年栃木県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。）

第六条の二第二項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当を除いた全額とする。

2 略

(給料)

第五条 給料は、学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成七年栃木県条例第五号。以下「勤務時間等条例」という。）

第七条第二項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日給、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、へき地手当、へき地手当に準ずる手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び義務教育等教員特別手当を除いた全額とする。

（栃木県内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第十四条 栃木県内水面漁場管理委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十九年栃木県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、<u>地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項</u>の規定に基づき、栃木県内水面漁場管理委員会委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、<u>地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百三条の二第四項</u>の規定に基づき、栃木県内水面漁場管理委員会委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定めるものとする。</p>

（栃木県収用委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第十五条 栃木県収用委員会委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十九年栃木県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、<u>地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項</u>の規定に基づき、栃木県収用委員会委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、<u>地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百三条の二第四項</u>の規定に基づき、栃木県収用委員会委員（以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法を定めるものとする。</p>

（栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第十六条 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十九年栃木県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第十九条 企業職員で職員以外のもの(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員に限る。)の給与の種類は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとし、給与の額及びその支給に關し必要な事項は、職員の給与との権衡を考慮し、管理者の権限を行う知事が定める。</p> <p>一 地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当</p> <p>二 地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる者 給料、地域手当、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当</p> <p>2 企業職員で職員以外のもの(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>	<p>(非常勤職員等の給与)</p> <p>第十九条</p> <p>① 企業職員で職員以外のもの _____</p> <p>_____ については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>

(栃木県公害紛争処理条例の一部改正)

第十七条 栃木県公害紛争処理条例(昭和四十五年栃木県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第五条 削除</p> <p>(参考人等の費用弁償等)</p> <p>第六条 公害紛争処理法施行令(昭和四十五年政令第二百五十三号。以下「令」という。)第十六條の参考人又は鑑定人に対する費用弁償及び鑑定料の額は次のとおりとし、その支給方法は知事が別に定める。</p> <p>一 費用弁償の額 職員の給与に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第一号)の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額</p>	<p>(委員の報酬等)</p> <p>第五条 審査会の委員に対する報酬及び費用弁償の額は次のとおりとし、その支給方法は知事が別に定める。</p> <p>一 報酬の額 日額一万三百五十円</p> <p>二 費用弁償の額 職員の給与に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第一号。以下「給与条例」という。)第五条第一項第一号に掲げる行政職給料表の七級の職務にある職員に支給する旅費に相当する額</p> <p>(参考人等の費用弁償等)</p> <p>第六条 公害紛争処理法施行令(昭和四十五年政令第二百五十三号。以下「令」という。)第十六條の参考人又は鑑定人に対する費用弁償及び鑑定料の額は次のとおりとし、その支給方法は知事が別に定める。</p> <p>一 費用弁償の額 給与条例 _____ の適用を受ける職員に支給する旅費の例により算定した額</p>

二 略
附 則
1 略
2 第六条の規定により費用弁償の額を算定する場合においては、当分の間、職員等の旅費に関する条例(昭和三十六年栃木県条例第四十九号)附則第四項及び第五項の規定は、適用しない。

二 略
附 則
1 略
2 第五条及び第六条の規定により費用弁償の額を算定する場合においては、当分の間、職員等の旅費に関する条例(昭和三十六年栃木県条例第四十九号)附則第四項及び第五項の規定は、適用しない。

(非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第十八条 非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和三十九年栃木県条例第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三条の二第五項の規定に基づき、県に勤務する非常勤の教育職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等(以下「非常勤教育職員等」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。</p> <p>(報酬の額)</p> <p>第二条 非常勤教育職員等の報酬の額は、日額三万円を超えない範囲内で教育委員会が定める額とする。</p> <p>2 教育委員会は、特別の事情により必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により報酬の額が定められる非常勤教育職員等との権衡を考慮し、予算の範囲内で日額以外の方法により非常勤教育職員等の報酬の額を定めることができる。</p> <p>(費用弁償の額)</p> <p>第二条の二 非常勤教育職員等の費用弁償の額は、職員の給与に関する条例(昭和三十七年栃木県条例第一号)第五条第一項第一号に掲げる行政職給料表の適用を受ける職員に支給する旅費の例に準じて、教育委員会が定める額とする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 この条例は、会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年栃木県条例第十号)の適用を受ける職員には適用しない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方自治法(昭和三十二年法律第六十七号)第二百三条の二第四項の規定に基づき、県に勤務する非常勤の教育職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等(以下「非常勤教育職員等」という。)に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。</p> <p>(報酬及び費用弁償の額)</p> <p>第二条 非常勤教育職員等の報酬及び費用弁償の額は、別表のとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>3 第二条の規定により費用弁償の額を算定する場合においては、知事が定める者を除き、当分の間、職員等の旅費に関する条例(昭和三十六年栃木県条例第四十九号)附則第四項及び第五項の規定は、適用しない。</p>

別表（第2条関係）

非常勤教育職員等の名称	報 酬 額		費用弁償の額
1 県立学校の非常勤講師（医師、歯科医師及びこれらに準ずる者で教育委員会が定めるものに限る。）	1時間8,910円		4 級
2 県立学校の学校医及び学校歯科医	1校ごと（定時制又は通信制を置く学校にあっては、教育委員会が定める課程ごと）に年額440,000円以内で教育委員会が定める額		4 級
3 県立学校の学校薬剤師	1校ごとに年額157,000円		4 級
4 県立学校の健康診断嘱託医	1校ごとに日額19,050円		4 級
5 その他の非常勤教育職員等	報酬が月額で定められる者	月 額 350,000円以内で教育委員会が定める額	教育委員会が定める 級
	報酬が1時間当たりの額で定められる者	1 時 間 5,000円以内で教育委員会が定める額	

備考

1 「4級」等とあるのは、「職員の給与に関する条例（昭和27年栃木県条例第1号）第5条第1項第1号に掲げる行政職

給料表4級の職員に対して支給する旅費に相当する額」等を示す。

2 同一の敷地内にある2以上の学校で教育委員会が定めるものは、1の学校とみなす。

(栃木県公営企業職員定数条例の一部改正)

第十九条 栃木県公営企業職員定数条例(昭和五十年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、栃木県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年栃木県条例第五十二号)第二条第一項の規定に基づき設置された公営企業に常時従事する職員(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二条の三第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項及び職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年栃木県条例第三十五号)第八条第一項の規定により臨時的に任用される者(地方公務員法第二十二条の三第一項の規定により臨時的に任用される者にあつては、臨時の職に関する場合に任用される者に限る。)を除く。以下「職員」という。)の定数に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、栃木県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十一年栃木県条例第五十二号)第二条第一項の規定に基づき設置された公営企業に常時従事する職員(地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二条第二項及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項</p> <p>_____の規定により臨時的に任用される者</p> <p>_____を除く。以下「職員」という。)の定数に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

(栃木県職員定数条例の一部改正)

第二十条 栃木県職員定数条例(昭和五十一年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この条例で「職員」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び労働委員会の各事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関に常時勤務する地方公務員(特別職の者並びに地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二条の三第一項、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項及び職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年栃木県条例第三十五号)第八条第一項の規定により臨時的に任用される者(地方公務員法第二十二条の三第一項の規定により臨時的に任用</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この条例で「職員」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び労働委員会の各事務部局並びに教育委員会の所管に属する学校以外の教育機関に常時勤務する地方公務員(特別職の者並びに地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二条第二項及び地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項</p> <p>_____の規定により臨時的に任用される者</p>

される者にあつては、臨時の職に関する場合に任用される者に限る。)を除く。)をいう。

をいう。
を除く。)をいう。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第二十一条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和三十二年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二條に規定する条件付採用になつてゐる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四・五 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十二條第一項に規定する条件付採用になつてゐる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四・五 略</p>

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第二十二条 職員の育児休業等に関する条例(平成四年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き任職した期間が一年以上である非常勤職員</p> <p>(2) その養育する子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下同じ。)が一歳六か月に達する日(以下「一歳六か月到達日」という。)(第二条の四に規定する場合に該当する場合にあつては、二歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>(3) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</p> <p>ロ 第二条の三第三号に掲げる場合に該当</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 略</p>

する非常勤職員（その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の二 略

（育児休業法第二条第一項の条例で定める日）

第二条の三 育児休業法第二条第一項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合
非常勤職員の養育する子の一歳到達日

二 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「配偶者育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該配偶者育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が一歳二か月に達する日

（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなかつた日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前

第二条の二 略

号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の一歳六か月到達日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日(当該配偶者がする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において配偶者育児休業をしている場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のため特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

合 (育児休業法第二条第一項の条例で定める場合)

第二条の四 育児休業法第二条第一項の条例で定める場合は、一歳六か月から二歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。

一 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳六か月到達日において配偶者育児休業をしている場合

二 当該子の一歳六か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第二条の五 略

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 六 略

七 第二条の三第三号に掲げる場合又は第二条の四に規定する場合に該当すること。

八 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第七条 略

2 職員の給与に関する条例第二十条の四第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第八条 育児休業をした職員(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第二条の三 略

(育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情)

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 六 略

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第七条 略

2 職員の給与に関する条例第二十条の四第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員

のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)

第八条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該育児休業をした期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会規則の定めるところにより、号給を調整することができる。

(部分休業をすることができない職員)

第二十五条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- 一 育児短時間勤務職員
- 二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）
 - イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員
 - ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

（部分休業の承認）

第二十六条 部分休業の承認は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第六条の二第一項及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第六条の二第一項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、

_____）の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十三条の特別休暇のうち人事委員会規則で定めるもの又は同条例第十四条の二の介護時間の承認を受けて勤務しない職員及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第十三条の特別休暇のうち教育委員会規則で定めるもの又は同条例第十四条の二の介護時間の承認を受けて勤務しない職員については、二時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

2 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十三条の特別休暇のうち人事委員会規則で定めるもの又は同条例第十四条の二の介護時間の承認を受けて勤務しない職員及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第十三条の特別休暇のうち教育委員会規則で定めるもの又は同条例第十四条の二の介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該特別休暇又は当該介護時間（以下「特別休暇等」という。）の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当

第二十五条 育児休業法第十九条第一項の条例で定める職員は、育児短時間勤務職員とする。

（部分休業の承認）

第二十六条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第七条第二項）及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第七条第二項に規定する正規の勤務時間をいう。

_____）の始め又は終わりにおいて、一日を通じて二時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第十三条の特別休暇のうち人事委員会規則で定めるもの又は同条例第十四条の二の介護時間の承認を受けて勤務しない職員及び学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第十三条の特別休暇のうち教育委員会規則で定めるもの又は同条例第十四条の二の介護時間の承認を受けて勤務しない職員については、二時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内で、三十分を単位として行うものとする。

該非常勤職員が特別休暇等に相当する休暇の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。

(部分休業に係る給与の減額)

第二十七条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第十四条及び栃木県公立学校職員給与条例第十条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、職員の給与に関する条例第十九条第一項又は栃木県公立学校職員給与条例第十一条の五第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額(地方公務員法第二十一条の二第一項に規定する会計年度任用職員にあつては、人事委員会規則で定める額)を減額して給与を支給する。

(部分休業に係る給与の減額)

第二十七条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、職員の給与に関する条例第十四条及び栃木県公立学校職員給与条例第十条の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、職員の給与に関する条例第十九条第一項又は栃木県公立学校職員給与条例第十一条の五第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額 _____ を減額して給与を支給する。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第二十三条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成七年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第六条 略</p> <p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第六条の二 任命権者は、第二条から第五条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に関し、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。</p> <p>2. 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に関し、正規の勤務時間以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p>	<p>第六条 略</p>

(深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第七条 略

2 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第二項に規定する

勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、前条第二項に規定する勤務をさせてはならない。

4 略

(臨時的に任用された職員等の勤務時間等の特例)

第十七条 臨時的に任用された職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等を除く。)の勤務時間、休日及び休暇については、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮した上で、任命権者が別に定めることができる。

(深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第七条 略

2 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第二条から第五条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間において勤務をさせてはならない。

4 略

(臨時的に任用された職員の休暇の特例)

第十七条 臨時的に任用された職員の休暇

については、第十一条から前条までの規定にかかわらず、任命権者が別に定めることができる。

(学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第二十四条 学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成七年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十四条第五項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条の規定に基づき、職員(栃木県公立学校職員給与条例(昭和三十二年栃木県条例第三十四号)又は会計年度任用学校職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年栃木県条例第十号)の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号)第二十四条第五項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十二条の規定に基づき、職員(栃木県公立学校職員給与条例(昭和三十二年栃木県条例第三十四号)</p> <p>の適用を受ける職員をいう。以下同じ。)の勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

第六条 略

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第六条の二 任命権者は、第二条から第五条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の取受を目的とする勤務その他の教育委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として教育委員会規則で定める場合に関し、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。

2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として教育委員会規則で定める場合に関し、正規の勤務時間以外の時間において同項に規定する勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。

(深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第七条 略

2 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第二項に規定する

勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、前条第二項に規定する勤務をさせてはならない。

4 略

(勤務時間等の特例)

第十六条 略

2 臨時的に任用された職員及び非常勤職員(再任用短時間勤務職員及び特定業務任期付短時間勤務職員等を除く。)の勤務時間その他の勤務条件については、第二条から前条

第六条 略

(深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第七条 略

2 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第二条から第五条までの規定による

勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間において勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

3 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子の養育をするために請求した場合には、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、一月について二十四時間、一年について百五十時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間において勤務をさせてはならない。

4 略

(勤務時間等の特例)

第十六条 略

2 臨時的に任用された職員の休暇については、第十一条から前条

<p>までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮した上で、任命権者が別に定めることができる。</p>	<p>までの規定にかかわらず、任命権者が別に定めることができる。</p>
--	--------------------------------------

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第二十五条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年栃木県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 <u>地方公務員法第二十二條</u>に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四・五 略</p> <p>3 略</p> <p>第十二条 法第十条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 <u>地方公務員法第二十二條</u>に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四・五 略</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 <u>地方公務員法第二十二條第一項</u>に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四・五 略</p> <p>3 略</p> <p>第十二条 法第十条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 <u>地方公務員法第二十二條第一項</u>に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>四・五 略</p>

(栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第二十六条 栃木県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(任命権者の人事行政の運営状況の報告)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)</p> <p>の任用の状況</p> <p>二〇 略</p>	<p>(任命権者の人事行政の運営状況の報告)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 前項の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員</p> <p><u>を</u>を除く。))を除く。以下同じ。)</p> <p>の任用の状況</p> <p>二〇 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第十三条中栃木県公立学校職員給与条

例第五条の改正規定、第二十二條中職員の育児休業等に関する条例第二十六條の改正規定（「第七條第二項」を「第六條の二第一項」に改める部分に限る。）、第二十三條中職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第六條の次に一條を加える改正規定並びに同条例第七條第二項及び第三項の改正規定、第二十四條中学校職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第六條の次に一條を加える改正規定並びに同条例第七條第二項及び第三項の改正規定並びに附則第二項から第四項までの規定は、令和元年十一月一日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 職員の給与に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第四條 給料は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成七年栃木県条例第一号。以下「勤務時間等条例」という。)第六條の二第一項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第十三條の三の規定による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び農林漁業普及指導手当を除いた全額とする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第四條 給料は、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成七年栃木県条例第一号。以下「勤務時間等条例」という。)第七條第二項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第十三條の三の規定による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び農林漁業普及指導手当を除いた全額とする。</p>

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 3 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(夜間業務手当)</p> <p>第二十二條 夜間業務手当は、人事委員会規則で定める職員が正規の勤務時間(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成七年栃木県条例第一号)第六條の二第一項に規定する正規の勤務時間をいう。)による勤務の一部又は全部が深夜(午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。)において行われる業務に従事したときに支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(夜間業務手当)</p> <p>第二十二條 夜間業務手当は、人事委員会規則で定める職員が正規の勤務時間(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成七年栃木県条例第一号)第七條第二項に規定する正規の勤務時間をいう。)による勤務の一部又は全部が深夜(午後十時後翌日の午前五時前の間をいう。)において行われる業務に従事したときに支給する。</p> <p>2・3 略</p>

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十一年栃木県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 〽 11 略</p> <p>12 平成十五年改正条例第二条の規定による改正後の条例第十二条第一項第一号及び第三号に掲げる職員のうち割り振られた正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成七年栃木県条例第一号）<u>第六条</u>の二第一項に規定する正規の勤務時間をいう。）が深夜若しくは早朝に及ぶ等公務上の都合により月のうち一定の日数を交通機関に代えて四輪の自動車を通勤に使用しなければならない正当な事由がある職員又は同項第二号及び第三号に掲げる職員（四輪の自動車を使用する者に限る。）のうち公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のあることにより一月当たりの通勤所要回数が多い職員で、人事委員会の承認を得て定めるものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第二項又は第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに附則第八項及び第九項の規定による額を基準として人事委員会の承認を得て定める額とする。</p> <p>13・14 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 〽 11 略</p> <p>12 平成十五年改正条例第二条の規定による改正後の条例第十二条第一項第一号及び第三号に掲げる職員のうち割り振られた正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成七年栃木県条例第一号）<u>第七条</u>第二項に規定する正規の勤務時間をいう。）が深夜若しくは早朝に及ぶ等公務上の都合により月のうち一定の日数を交通機関に代えて四輪の自動車を通勤に使用しなければならない正当な事由がある職員又は同項第二号及び第三号に掲げる職員（四輪の自動車を使用する者に限る。）のうち公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する必要のあることにより一月当たりの通勤所要回数が多い職員で、人事委員会の承認を得て定めるものに対して支給する通勤手当の額は、当分の間、同条第二項又は第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）並びに附則第八項及び第九項の規定による額を基準として人事委員会の承認を得て定める額とする。</p> <p>13・14 略</p>

（人事課）

栃木県条例第十三号

栃木県手数料条例の一部を改正する条例

栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p style="text-align: center;">別表第一（第二条、第三条、第五条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事 務</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一〽四百六十四の二の二 略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>四百六十四の三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）<u>第十条</u>第七条第四項の規定に基づく特定建築物の建築等の計画の認定に伴う適合通知の申出に対す</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>建築基準法</u>第十八条の四に規定する建築設備が設置される建築物については、一の建築設備ごとに一万五千元（小荷物専用昇降機について</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 務	金 額	一〽四百六十四の二の二 略		<p>四百六十四の三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）<u>第十条</u>第七条第四項の規定に基づく特定建築物の建築等の計画の認定に伴う適合通知の申出に対す</p>	<p>次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>建築基準法</u>第十八条の四に規定する建築設備が設置される建築物については、一の建築設備ごとに一万五千元（小荷物専用昇降機について</p>	<p style="text-align: center;">別表第一（第二条、第三条、第五条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">事 務</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">一〽四百六十四の二の二 略</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>四百六十四の三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）<u>第十条</u>第七条第四項の規定に基づく特定建築物の建築等の計画の認定に伴う適合通知の申出に対す</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>建築基準法</u>第十八条の二に規定する建築設備が設置される建築物については、一の建築設備ごとに一万五千元（小荷物専用昇降機について</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事 務	金 額	一〽四百六十四の二の二 略		<p>四百六十四の三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）<u>第十条</u>第七条第四項の規定に基づく特定建築物の建築等の計画の認定に伴う適合通知の申出に対す</p>	<p>次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>建築基準法</u>第十八条の二に規定する建築設備が設置される建築物については、一の建築設備ごとに一万五千元（小荷物専用昇降機について</p>
事 務	金 額												
一〽四百六十四の二の二 略													
<p>四百六十四の三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）<u>第十条</u>第七条第四項の規定に基づく特定建築物の建築等の計画の認定に伴う適合通知の申出に対す</p>	<p>次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>建築基準法</u>第十八条の四に規定する建築設備が設置される建築物については、一の建築設備ごとに一万五千元（小荷物専用昇降機について</p>												
事 務	金 額												
一〽四百六十四の二の二 略													
<p>四百六十四の三 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）<u>第十条</u>第七条第四項の規定に基づく特定建築物の建築等の計画の認定に伴う適合通知の申出に対す</p>	<p>次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>1・2 略</p> <p>3 <u>建築基準法</u>第十八条の二に規定する建築設備が設置される建築物については、一の建築設備ごとに一万五千元（小荷物専用昇降機について</p>												

<p>る審査</p> <p>四百六十四の四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十八条第二項において準用する同法第十七条第四項の規定に基づく特定建築物の建築等の計画の変更の認定に伴う適合通知の申出に対する審査</p>	<p>は、七千円)</p> <p>次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>1・2 略</p> <p>3 建築基準法第十八条の四に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る一の建築設備ごとに八千円(小荷物専用昇降機については、六千円)、新たに設置する建築設備にあつては前項の下欄の3に規定する金額</p>	<p>る審査</p> <p>四百六十四の四 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十八条第二項において準用する同法第十七条第四項の規定に基づく特定建築物の建築等の計画の変更の認定に伴う適合通知の申出に対する審査</p>	<p>は、七千円)</p> <p>次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>1・2 略</p> <p>3 建築基準法第十八条の二に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る一の建築設備ごとに八千円(小荷物専用昇降機については、六千円)、新たに設置する建築設備にあつては前項の下欄の3に規定する金額</p>
<p>四百六十四の五 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 略</p> <p>2 1の申請に併せて行う建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査</p> <p>次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 建築基準法第八十七条の四に規定する建築設備が設置される建築物については、一の建築設備ごとに一万五千円(小荷物専用昇降機については、七千円)</p>	<p>四百六十四の五 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成二十四年法律第八十四号)第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 略</p> <p>2 1の申請に併せて行う建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査</p> <p>次に掲げる金額を合算した金額</p> <p>イ・ロ 略</p> <p>ハ 建築基準法第八十七条の二に規定する建築設備が設置される建築物については、一の建築設備ごとに一万五千円(小荷物専用昇降機については、七千円)</p>
<p>四百六十四の六 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく低炭</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 略</p>	<p>四百六十四の六 都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく低炭</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額</p> <p>1 略</p>

素建築物新築等計
画の変更の認定の
申請に対する審査

2 1の申請に併せて行う建築基準法第六條第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査
次に掲げる金額を合算した金額
イ・ロ 略
ハ 建築基準法第八十七條の四に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る一の建築設備ごとに八千円(小荷物専用昇降機については、六千円)、新たに設置する建築設備にあつては前項の下欄の2のハに規定する金額

四百六十四の七く四百六十四の十二 略

四百六十四の十三
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査
の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額
イ・ロ 略
2 1の申請に併せて行う建築基準法第六條第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査

素建築物新築等計
画の変更の認定の
申請に対する審査

2 1の申請に併せて行う建築基準法第六條第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査
次に掲げる金額を合算した金額
イ・ロ 略
ハ 建築基準法第八十七條の二に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る一の建築設備ごとに八千円(小荷物専用昇降機については、六千円)、新たに設置する建築設備にあつては前項の下欄の2のハに規定する金額

四百六十四の七く四百六十四の十二 略

四百六十四の十三
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査

次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額
1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
イ・ロ 略
2 1の申請に併せて行う建築基準法第六條第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査

<p>四百六十四の十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる金額を合算した金額 イ・ロ 略 ハ 建築基準法第八十七条の四に規定する建築設備が設置される建築物については、一の建築設備ごとに一万五千円（小荷物専用昇降機については、七千円）</p> <p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2）を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 一の建築物ごとに次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を算出して得た金額を合算した金額 イ 当該計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があつた場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 計画の認定を受けた一戸建ての住宅に係る申請 前項の下欄の1のイの(1)に規定する金額の二分の一に相当する金額 (2) 新たに追加する一戸建て</p>
<p>四百六十四の十四 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる金額を合算した金額 イ・ロ 略 ハ 建築基準法第八十七条の二に規定する建築設備が設置される建築物については、一の建築設備ごとに一万五千円（小荷物専用昇降機については、七千円）</p> <p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を合算した金額 1 建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項（2）を除く。）において「計画」という。）の変更の認定の申請に対する審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 当該計画の変更が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合している旨を証する書類の添付があつた場合 次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 一戸建ての住宅に係る申請 前項の下欄の1のイの(1)に規定する金額の二分の一に相当する金額</p>

(3) 計画の認定を受けた共同住宅に係る申請前項の下欄の1のイの(1)に規定する金額

(4) 新たに追加する共同住宅等に係る申請前項の下欄の1のイの(2)に規定する金額

(5) 一の建築物全体に係る申請(1)から(4)までに掲げる申請を除く。次に掲げる金額を合算した金額

ロ イ(i)(iv)に掲げる場合以外の場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 計画の認定を受けた一戸建ての住宅に係る申請前項の下欄の1のロの(1)に規定する金額の二分の一に相当する金額

(2) 新たに追加する一戸建ての住宅に係る申請前項の下欄の1のロの(1)に規定する金額

(3) 計画の認定を受けた共同

(2) _____ 共同住宅等に係る申請前項の下欄の1のイの(2)に規定する金額の二分の一に相当する金額

(3) 一の建築物全体に係る申請(1)及び(2)に掲げる申請を除く。次に掲げる金額を合算した金額

ロ イ(i)(iv)に掲げる場合以外の場合次に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) _____ 一戸建ての住宅に係る申請前項の下欄の1のロの(1)に規定する金額の二分の一に相当する金額

(2) _____ 共同

住宅等に係る申請前項の下欄の1のロの(2)に規定する金額の二分の一に相当する金額

(4) 新たに追加する共同住宅等に係る申請前項の下欄の1のロの(2)に規定する金額

(5) 一の建築物全体に係る申請(1)から(4)までに掲げる申請を除く。(次)に掲げる金額を合算した金額

2 1の申請に併せて行う建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額

イ・ロ 略

ハ 建築基準法第八十七条の四に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る一の建築設備ごとに八千円(小荷物専用昇降機については、六千円)、新たに設置する建築設備にあつては前項の下欄の2のハに規定する金額

四百六十四の十五〜四百八十 略

住宅等に係る申請前項の下欄の1のロの(2)に規定する金額の二分の一に相当する金額

(3) 一の建築物全体に係る申請(1)及び(2)に掲げる申請を除く。(次)に掲げる金額を合算した金額

2 1の申請に併せて行う建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査次に掲げる金額を合算した金額

イ・ロ 略

ハ 建築基準法第八十七条の二に規定する建築設備が設置される建築物については、当該建築設備の計画を変更した建築設備にあつては当該変更に係る一の建築設備ごとに八千円(小荷物専用昇降機については、六千円)、新たに設置する建築設備にあつては前項の下欄の2のハに規定する金額

四百六十四の十五〜四百八十 略

四百八十一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第五

条第一項又は第三項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額

- 1 略
- 2 1の申請に併せて行う建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査
次に掲げる金額を合算した金額
イ・ロ 略
ハ 建築基準法(第八十七条の四)に規定する建築設備が設置される建築物については、一の建築設備ごとに一万五千元(小荷物専用昇降機については、七千元)

四百八十一の二 略

四百八十一の三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項又は第三項の規定に基づく申請により認定を受けた者 次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額
イ 略
ロ イの申請に併せて行う建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査
次に掲げる金額を合算した金額

四百八十一 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号)第五

条第一項又は第三項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査

次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額

- 1 略
- 2 1の申請に併せて行う建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査
次に掲げる金額を合算した金額
イ・ロ 略
ハ 建築基準法(第八十七条の二)に規定する建築設備が設置される建築物については、一の建築設備ごとに一万五千元(小荷物専用昇降機については、七千元)

四百八十一の二 略

四百八十一の三 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第八条第一項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
1 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第五条第一項又は第三項の規定に基づく申請により認定を受けた者 次に掲げる審査の区分に応じそれぞれ次に定める金額を合算した金額
イ 略
ロ イの申請に併せて行う建築基準法第六条第一項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出に対する審査
次に掲げる金額を合算した金額

	<p>(3) (1) 額 (2) 略 建築基準法 第八十七条の 四に規定する 建築設備が設 置される建築 物については、 は、当該建築 設備の計画を 変更した建築 設備にあつて は当該変更 に係る一の建 築設備ごとに 八千円(小荷物 専用昇降機に ついては、六 千円)、新たに 設置する建 築設備にあつ ては四百八十 一の項の下欄 の二のハに規 定する金額</p>	<p>2 略</p>	<p>四百八十一の四く五百十七 略</p>	<p>備考 略</p>
	<p>(3) (1) 額 (2) 略 建築基準法 第八十七条の 二に規定する 建築設備が設 置される建築 物については、 は、当該建築 設備の計画を 変更した建築 設備にあつて は当該変更 に係る一の建 築設備ごとに 八千円(小荷物 専用昇降機に ついては、六 千円)、新たに 設置する建 築設備にあつ ては四百八十 一の項の下欄 の二のハに規 定する金額</p>	<p>2 略</p>	<p>四百八十一の四く五百十七 略</p>	<p>備考 略</p>

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第一の四百六十四の三の項から四百六十四の六の項までの改正規定、同表四百六十四の十三の項の改正規定(同項の下欄の2に係る部分に限る。)、同表四百六十四の十四の項の改正規定(同項の下欄の2に係る部分に限る。)並びに同表四百八十一の項及び四百八十一の三の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(文書学事課)

栃木県条例第十四号

栃木県心身障害者扶養共済条例等の一部を改正する条例

(栃木県心身障害者扶養共済条例の一部改正)

第一条 栃木県心身障害者扶養共済条例(昭和四十五年栃木県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年金管理者) 第八条 略 2 略 3 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。 一 心身の故障により年金の受領及び管理を</p>	<p>(年金管理者) 第八条 略 2 略 3 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。 一 成年被後見人又は被保佐人</p>

<p>適正に行うことができない者として規則で定めるもの</p> <p>一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>4 5 7 略</p>	<p>一 破産者であつて復権を得ない者</p> <p>4 5 7 略</p>
--	--

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第二十条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条から第二十条の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第二十条の三第一項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し</p> <hr/> <p>、又は死亡した職員(第二十二條第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>第二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>一 略</p> <p>二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第二十八條第四項の規定により失職した職員</p> <hr/> <p>三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前二号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条から第二十条の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第二十条の三第一項においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六條第一号に該当して法第二十八條第四項の規定により失職し、又は死亡した職員(第二十二條第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 略</p> <p>第二十条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>一 略</p> <p>二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第二十八條第四項の規定により失職した職員(法第十六條第一号に該当して失職した職員を除く。)</p> <hr/> <p>三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前二号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p>

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(勤勉手当)

第二十条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し

又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五(特定幹部職員にあつては、百分の百十二・五)を乗じて得た額の総額

二 略
3 5 略

(退職者の給与)

第二十三条 略

2 5 略

6 法第二十八条第二項及び職員の分限に関する条例第二条の規定により退職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第二十条第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し

、又は死亡したときは、同項の規定により人事委員会規則で定める日に、それぞれ第二項、第三項又は第五項の規定の例による額の期末手

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(勤勉手当)

第二十条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、

又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員
当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五(特定幹部職員にあつては、百分の百十二・五)を乗じて得た額の総額

二 略
3 5 略

(退職者の給与)

第二十三条 略

2 5 略

6 法第二十八条第二項及び職員の分限に関する条例第二条の規定により退職にされた職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第二十条第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、

又は死亡したときは、同項の規定により人事委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手

8 略
 当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

8 略
 当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第三条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和二十九年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第四条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給与条例第二十条の二及び第二十条の三第一項から第五項までの規定は、知事等の期末手当について準用する。この場合において、給与条例第二十条の二中「前条第一項」とあるのは「知事等の給与及び旅費に関する条例第四条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日前一箇月以内又は基準日から」と、「を受けた職員」とあるのは「に準ずる処分を受けた者」と、同条第二号中「基準日から」とあるのは「基準日前一箇月以内又は基準日から」と、「規定により失職した職員」とあるのは「規定による失職に準ずる退職をした者」と、同条第三号中「離職した職員」とあるのは「離職した者」と、給与条例第二十条の三第一項中「任命権者」とあるのは「知事」と、「されていた職員」とあるのは「されていた者」と、同条第三項から第五項までの規定中「任命権者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第四条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 給与条例第二十条の二及び第二十条の三第一項から第五項までの規定は、知事等の期末手当について準用する。この場合において、給与条例第二十条の二中「前条第一項」とあるのは「知事等の給与及び旅費に関する条例第四条第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日前一箇月以内又は基準日から」と、「を受けた職員」とあるのは「に準ずる処分を受けた者」と、同条第二号中「基準日から」とあるのは「基準日前一箇月以内又は基準日から」と、「規定により失職した職員(法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）」とあるのは「規定による失職(法第十六条第一号に該当する場合を除く。）」に準ずる退職をした者」と、同条第三号中「離職した職員」とあるのは「離職した者」と、給与条例第二十条の三第一項中「任命権者」とあるのは「知事」と、「されていた職員」とあるのは「されていた者」と、同条第三項から第五項までの規定中「任命権者」とあるのは「知事」と読み替えるものとする。</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第四条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年栃木県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第十四条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第十四条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承</p>

継した者) に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 略

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職

又はこれに準ずる退職をし

た者

2・3 略

継した者) に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 略

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職

(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。) 又はこれに準ずる退職をし

た者

2・3 略

(栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第五条 栃木県企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十九年栃木県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(退職手当)</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者の権限を行う知事は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度等を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職</p> <p>をした者</p> <p>3～7 略</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第十六条 略</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者の権限を行う知事は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度等を勘案して、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>一 略</p> <p>二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)をした者</p> <p>3～7 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第三十七号)第四十四条の規定による改正前の地方公務員法(昭和三十五年法律第二百六十一号。以下「旧地方公務員法」という。)第十六条第一号に該当して旧地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第二十条第一項及び第四項、第二十条の二第二号(同条例第二十条の四第五項及び第二十二条第八項において準用する場合を含む。)、第二十条の四第一項及び第二項第一号並びに第

二十二条第七項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 施行日前に旧地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職(旧地方公務員法第十六条第一号に該当する場合に限る。)に準ずる退職をした者に係る期末手当の支給については、第三条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例第四条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(障害福祉課)

栃木県条例第十五号

栃木県建築基準条例の一部を改正する条例

栃木県建築基準条例(昭和五十七年栃木県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(避難経路の確保)</p> <p>第九条 法別表第一(イ)欄(一)項、(二)項又は(四)項に掲げる用途に供する特殊建築物で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超え、地階又は三階以上の階に居室を有し、かつ、主要構造部を耐火構造又は令第八十八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造としたものの避難階における屋内の階段(避難階から直上階又は直下階のみに通ずる階段を除く。)から屋外への出口に至る歩行距離が令第二百二十条に規定する数値以下となる出口の一に至る歩行経路に係る部分(当該部分から人が出入することのできる便所その他これに類するものを含む。以下この条において同じ。)は、当該部分とその他の部分とを耐火構造若しくは令第八十八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第十二条第十八項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、当該歩行経路に係る部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものと及び令第二百二十六条の三の規定に適合する排煙設備を設ける場合は、この限りでない。</p>	<p>(避難経路の確保)</p> <p>第九条 法別表第一(イ)欄(一)項、(二)項又は(四)項に掲げる用途に供する特殊建築物で、これらの用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートルを超え、地階又は三階以上の階に居室を有し、かつ、主要構造部を耐火構造又は令第八十八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造としたものの避難階における屋内の階段(避難階から直上階又は直下階のみに通ずる階段を除く。)から屋外への出口に至る歩行距離が令第二百二十条に規定する数値以下となる出口の一に至る歩行経路に係る部分(当該部分から人が出入することのできる便所その他これに類するものを含む。以下この条において同じ。)は、当該部分とその他の部分とを耐火構造若しくは令第八十八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第十二条第十三項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならない。ただし、当該歩行経路に係る部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものと及び令第二百二十六条の三の規定に適合する排煙設備を設ける場合は、この限りでない。</p>
<p>(防火区画を貫通する風道に設ける防火設備)</p> <p>第十条 前条、第二十九条第一項第一号及び第三十一条の規定により区画された部分を貫通する換気、暖房又は冷房の設備の風道には、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第十二条第二十項の規定に適合するものを設けなければならない。</p> <p>(歩行経路の制限)</p> <p>第二十九条 ホテル等の用途に供する建築物で</p>	<p>(防火区画を貫通する風道に設ける防火設備)</p> <p>第十条 前条、第二十九条第一項第一号及び第三十一条の規定により区画された部分を貫通する換気、暖房又は冷房の設備の風道には、当該貫通する部分又はこれに近接する部分に法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第十二条第十五項の規定に適合するものを設けなければならない。</p> <p>(歩行経路の制限)</p> <p>第二十九条 ホテル等の用途に供する建築物で</p>

令第二百一十一条第一項の規定により避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を有するものの三階以上の階の宿泊室の出口から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間(以下この条において「重複区間」という。)があるときにおける重複区間の長さとは、十メートル未満としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する階については、この限りでない。

- 一 宿泊室の出口から避難階又は地上に通ずる直通階段に通ずる廊下その他の通路が、当該部分とその他の部分とを耐火構造若しくは令第八百八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第一百二十二条第十八項第二号に規定する構造であるもので区画されている階

二 略

2 略

(防火区画)

第三十一条 建築物の一部がホテル等の用途に供するもので、階数が二であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものは、当該部分とその他の部分とを準耐火構造の壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第一百二十二条第十八項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

令第二百一十一条第一項の規定により避難階又は地上に通ずる二以上の直通階段を有するものの三階以上の階の宿泊室の出口から各直通階段に至る通常の歩行経路の全てに共通の重複区間(以下この条において「重複区間」という。)があるときにおける重複区間の長さとは、十メートル未満としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する階については、この限りでない。

- 一 宿泊室の出口から避難階又は地上に通ずる直通階段に通ずる廊下その他の通路が、当該部分とその他の部分とを耐火構造若しくは令第八百八条の三第一項第一号イ及びロに掲げる基準に適合する構造の床若しくは壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第一百二十二条第十三項第二号に規定する構造であるもので区画されている階

二 略

2 略

(防火区画)

第三十一条 建築物の一部がホテル等の用途に供するもので、階数が二であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートルを超えるものは、当該部分とその他の部分とを準耐火構造の壁又は法第二条第九号の二ロに規定する防火設備で令第一百二十二条第十三項第二号に規定する構造であるもので区画しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(建築課)

栃木県条例第十六号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例

第一条 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例(平成五年栃木県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第二条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第二条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名 称	位 置	名 称	位 置
略		略	
栃木県体育館分館	宇都宮市	栃木県体育館分館	宇都宮市
栃木県総合運動公	宇都宮市		

園北・中央エリア
<p>(利用の許可)</p> <p>第三条 体育施設のうち、別表に掲げる施設、附属設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、栃木県体育館の本館若しくは別館の競技場、弓道場若しくはプール、栃木県立日光霧降アイスアリーナの競技場、栃木県立県南体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場若しくはトレーニング室、栃木県立県北体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、武道場若しくはトレーニング室、栃木県立温水プール館のプール、栃木県体育館分館又は栃木県総合運動公園北・中央エリアの陸上競技場、第二陸上競技場、水泳場、相撲場、トレーニング室若しくは武道館（第八条において「特定施設」という。）を普通利用しようとする者については、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第十条 栃木県グリーンスタジアムの許可利用者及び栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第十三条 利用者（栃木県グリーンスタジアムの許可利用者及び栃木県総合運動公園北・中央エリアの利用者を除く。）は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

<p>(利用の許可)</p> <p>第三条 体育施設のうち、別表に掲げる施設、附属設備及び器具（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、栃木県体育館の本館若しくは別館の競技場、弓道場若しくはプール、栃木県立日光霧降アイスアリーナの競技場、栃木県立県南体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、柔道場、剣道場若しくはトレーニング室、栃木県立県北体育館のメインアリーナ、サブアリーナ、武道場若しくはトレーニング室、栃木県立温水プール館のプール又は栃木県体育館分館</p> <p>(第八条において「特定施設」という。）を普通利用しようとする者については、この限りでない。</p> <p>(使用料)</p> <p>第十条 栃木県グリーンスタジアムの許可利用者</p> <p>は、別表に定める使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(利用料金)</p> <p>第十三条 利用者（栃木県グリーンスタジアムの許可利用者</p> <p>を除く。）は、当該利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>2・3 略</p>

別表に次のように加える。

8 栃木県総合運動公園北・中央エリア使用料

(1) 運動施設

ア 普通利用の場合

(ア) 陸上競技場

利用者	利用時間	午前 8 時 30 分から午後 9 時まで
陸上競技場を利用する者（1人1回につき）		250円

(イ) 第2陸上競技場

利用者	利用時間	午前 8 時 30 分から午後 6 時まで
-----	------	-----------------------

第2陸上競技場を利用する者(1人1回につき)	120円
------------------------	------

(ウ) 水泳場

利用者	利用時間	午前8時30分から午後6時まで
中学校生徒以下(1人1回につき)		100円
その他の者(1人1回につき)		220円

(エ) 相撲場

利用者	利用時間	午前8時30分から午後6時まで
相撲場を利用する者(1人1回につき)		100円

(オ) トレーニング室

利用者	利用時間	午前8時30分から午後9時まで (4時間につき)
高校生等以下		200円
その他の者		400円

(カ) 武道館

利用者	利用時間	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
高校生等以下 (1人1回につき)		210円	210円	210円
その他の者 (1人1回につき)		430円	430円	430円

イ 専用利用の場合

(ア) 陸上競技場

		利用時間	午前8時30分 から正午まで	正午から 午後6時まで	午前8時30分 から午後6時 まで	午後6時から 午後9時まで
アマチュアスポーツ に利用 する場合	入場料を徴収 しない場合		21,100円	28,500円	48,100円	23,800円
	入場料を徴収 する場合		52,700円	71,200円	120,000円	59,500円
アマチュアスポーツ 以外に	入場料を徴収 しない場合		52,700円	71,200円	120,000円	59,500円

利用する場合	入場料を徴収する場合	527,000円	712,000円	1,200,000円	595,000円
--------	------------	----------	----------	------------	----------

(イ) 第2陸上競技場

利用区分		利用時間	午前8時30分から 正午まで	正午から 午後6時まで	午前8時30分から 午後6時まで
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合		15,500円	21,100円	35,800円
	入場料を徴収する場合		38,700円	52,700円	89,500円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合		38,700円	52,700円	89,500円
	入場料を徴収する場合		387,000円	527,000円	895,000円

(ウ) 野球場(本球場)

利用区分		利用時間	午前8時30分から 正午まで	正午から 午後6時まで	午前8時30分から 午後6時まで
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合		6,520円	10,100円	14,500円
	入場料を徴収する場合		16,300円	25,200円	36,200円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合		16,300円	25,200円	36,200円
	入場料を徴収する場合		163,000円	252,000円	362,000円

(エ) 野球場A

利用区分		利用時間	午前8時30分から 正午まで	正午から 午後6時まで	午前8時30分から 午後6時まで
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合		2,910円	3,800円	6,400円
	入場料を徴収する場合		7,270円	9,500円	16,000円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料を徴収しない場合		7,270円	9,500円	16,000円
	入場料を徴収する場合		72,700円	95,000円	160,000円